

## 1. 目的

エネルギー価格・原材料費の高騰に伴い、地域経済に多大な影響が出ている中においても、前向きな設備投資を行う市内企業者に対し、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において桑名市大型・先端設備等導入支援補助金を交付します。

## 2. 補助対象

### ①対象者

必要条件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社を有している者</li> <li>・市税を滞納していない者</li> <li>・1. 5%以上の賃上げ表明を行った者</li> <li>・【中小企業者のみ】中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき桑名市から令和8年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定を受けている者</li> </ul>

### ②対象設備

導入先	設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)
桑名市内の事業所	機械装置	160万円以上
	測定工具及び検査工具	30万円以上
	器具備品	30万円以上
	建物附属設備	60万円以上

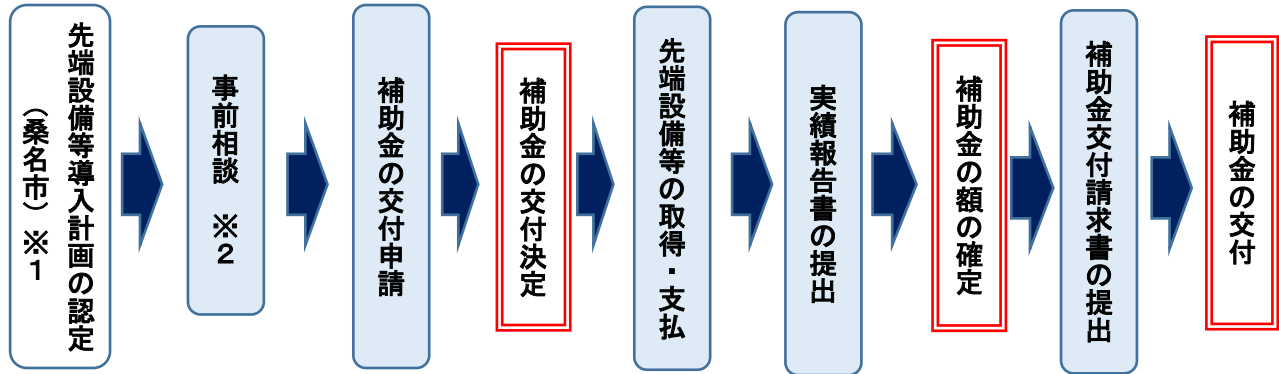
- (1) 同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。
- (2) 実績報告の段階において、全ての経費について納品書、請求書、領収書等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合は対象外とします。
- (3) リース料については、交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみ補助対象経費として認められます。
- (4) 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている場合は対象外とします。

## 3. 補助率・補助上限

補助対象経費	補助率	補助限度額
対象設備等を取得するために要する費用 (消費税及び地方消費税を除く)	補助対象経費×20%以内	500万円

- (注) 1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
 2 予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

#### 4. 手続きの流れ



【中小企業者のみ】

※1 本補助金は中小企業者に係る先端設備等導入計画の認定に伴う税制支援と併用できます。  
ただし、令和8年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定に限られます。

●先端設備等導入計画の認定について

問い合わせ先

・桑名市役所 商工課 電話：0594-24-1199

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分まで（祝日、年末年始を除く）

・認定申請書の様式は桑名市役所ホームページからダウンロードしてください。

桑名市 先端設備等導入計画



🔍 検索してください

※2 事前相談窓口

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（祝日、年末年始を除く）

・桑名商工会議所 補助金担当 電話：0594-41-5535

・桑名三川商工会 多度本所 電話：0594-48-2627

・桑名三川商工会 長島支所 電話：0594-42-3111

#### 5. 交付申請について

① 交付申請受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年7月31日（金）

※申込順で受付し、予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

※令和8年4月1日以降に先端設備等導入計画の認定がある場合は、交付決定前に設備の取得が可能ですが、認定がない場合は設備を取得するよりも前に申請、交付決定を受ける必要があります。

② 提出書類

申請書類は、以下の1～9について郵送にて提出してください。

申請書類の様式は、桑名商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

※中小企業者に係る先端設備等導入計画について、桑名市の認定の有無で、提出書類が異なります

No	書類	桑名市の 認定あり	桑名市の 認定なし
1	令和8年度桑名市大型・先端設備等導入支援補助金交付申請書	●	●
2	設備等導入計画	●	●
3	補助対象経費に係る契約書または見積書の写し	●	●
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書又はそれに係る根拠資料	—	●
5	認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し	●	—
6	直近2期分の財務諸表	● 決算書	● 損益計算書 貸借対照表
7	令和8年4月1日付以降の先端設備等導入計画に係る認定書の写し	●	—
8	市税完納証明書	●	●
9	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面	●写し	●

※補助対象経費に係る発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を徴取してください。2者以上の見積書が取得できない場合は、理由書を提出してください。

※このほかにも提出書類が追加で必要な場合があります。

※申請にあたっては提出書類の完備を以て受付完了とします。

※提出された書類は返却しません。

## 6. 事業実施

実施にあたっては、桑名商工会議所、桑名三川商工会の支援を受けながら行ってください。

### ① 補助対象事業実施期間

交付決定日から令和9年1月29日（金）

※令和9年1月29日（金）までに支払いを済ませてください。

※令和9年1月30日（土）以降に支払をしたものは補助対象となりません。

### ② 変更

外部環境の変化等により、当初の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、桑名商工会議所、桑名三川商工会に相談の上、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承諾を受けなければなりません。

## 7. 実績報告について

対象設備等を取得し、かつ、支払い完了後、実績報告書を提出してください。

### ① 最終実績報告書提出期限

令和9年2月12日（金）

### ② 提出書類

- (1) 桑名市大型・先端設備等導入支援補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 対象設備等の一覧表（種類、金額及び取得年月日が記載されているもの）
- (3) 支払等を証明する書類（納品書、請求書、領収書の写し）

- (4) 設置完了後の補助対象設備の写真
- (5) その他必要と認める書類

## 8. 書類提出先・お問い合わせ先

### ・桑名商工会議所 補助金担当

〒511-8577 桑名市桑栄町1番地1 (サンファール南館2階)

電話:0594-41-5535 (書類提出先専用電話) FAX:0594-21-5156

メールアドレス:kyousou@kuwanacci.or.jp

### ・桑名三川商工会 多度本所

〒511-0106 桑名市多度町多度871番地11

電話:0594-48-2627 FAX:0594-48-4884

メールアドレス:kuwana.sansen@ccnetmie.ne.jp

※ 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで (祝日、年末年始を除く)

※ 郵送により提出してください (持参はお控えください)。

※ 提出書類の内容について、問い合わせする場合がありますので、コピーをとっておいてください。

## 9. その他

本事業の交付決定通知を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定にあたって、条件が付される場合がありますので、その条件に従い、事業を実施してください。
- ② 予算額に応じて申請額より減額して交付決定される場合があります。
- ③ 不正又は虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ④ 桑名市補助金等交付規則 第2条第11項に規定する暴力団等に対しては、当補助金の対象とはなりません。
- ⑤ 申請者が市税等の市への歳入を滞納していた場合、当補助金の支給対象とはなりません。
- ⑥ 本事業の確認のため、実地検査に入ることがあります。
- ⑦ 本事業終了後の補助金額確定にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は補助対象とはなりません。
- ⑧ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑨ 補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに、取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付し管理してください。また、処分等する場合には、制限があります。
- ⑩ 物品の購入や発注は、可能な限り桑名市内の事業者を活用してください。